

ONE MESSAGE等に対する情報商材被害事件の
共通義務確認訴訟の判決を受けて

当機構が、いわゆる情報商材被害事件につき、不法行為を理由として売主会社及び勧誘した個人事業者を被告として、代金相当額について賠償義務があることの確認を求めて提起した共通義務確認訴訟につき、本日、東京地方裁判所において、当機構の請求を却下する判決が言い渡された。なお、本判決は、2016年10月1日に施行された消費者裁判手続特例法に基づく3番目の判決である。

本件の商材は、暗号通貨で、誰でも、簡単・確実に多額の利益が得られるこれまでにない手法を紹介するとされた「仮想通貨バイブルDVD5巻セット」（オプションとして、セミナーに参加できる権利などとして「VIPクラス」を付加することができる）、その購入者に対して、人工知能があなたに代わり24時間365日お金を増やし続けるシステムの提供を中心とする「パルテノンコース」である。

情報商材被害は、基本的に、同一のメールや動画によってその内容が説明され、その説明を信用して購入するところ、実際に提供された商品やサービスが、説明された内容と著しい齟齬があることから不法行為の成否が問題となり、最も重要且つ中心的な争点である勧誘の違法性が被害者に共通であることから、当機構では、情報商材被害は特例法による救済に適するものと考えた。

共通義務確認訴訟においては、通常の訴訟と異なり、訴訟要件として支配性の要件が定められている（特例法3条4項）。本件訴訟に続く、2段階目の簡易確定手続において、損害賠償義務すなわち「対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」は支配性を欠くとして却下判決がなされる。本判決は、本件情報商材の購入者に一定の過失が認められ、その過失の程度は購入者ごとに異なることから、2段階目の簡易確定手続において、個々の権利義務の簡易迅速な確定になじまないことを理由に、本件訴訟においては支配性の要件が欠けるものと判断した。

当機構としては、被告らによる広告・勧誘における説明内容と、本件情報商材の実際の内容との著しい齟齬を、購入者が事前に認識することは困難であるから、購入者に過失が認められないこと、被告らによる広告・勧誘の違法性は重大であることから、過失相殺すべき事案ではないことを主張してきた。これに対し、本判決は、①勧誘内容を信じたことにつき過失相殺すべき事情がおよそないとはいえないとし、②過失相殺をすべきではないというほどまで違法性が重大であるとはいえず、③本件訴訟において過失相殺について一律に判断ができないとしている。

しかし、購入前に内容を一切知ることができない購入者に一定の落ち度を認めるものであり、公平の観点から極めて不当である。

そもそも共通義務確認訴訟は、少額多数の消費者被害を救済するために制度化されたものであるにもかかわらず、本件訴訟において支配性の要件を欠くとされるのであれば、悪質な情報商材被害の救済を図ることが極めて困難になる。

当機構としては、本件情報商材の購入者の被害回復を目指して、控訴を含めて検討する。

今後とも、当機構への支援をお願いしたい。

2021年（令和3年）5月14日

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者機構日本
代表理事 副理事長 佐々木幸孝